○内閣府告示第百八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年四月八日内閣府告示第百二十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年七月八日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　細田　博之

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年六月二十九日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都千代田区

三　構造改革特別区域の名称　キャリア教育推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　東京都千代田区の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　校

地面積基準の引き下げによる大学等設置事業（八一一）、学校設置会社による学校設置事業（八一六）、校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一（八〇一―一））、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）及び空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）

○内閣府告示第百八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年四月二十二日内閣府告示第百四十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年七月八日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　細田　博之

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年七月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　茨城県

三　構造改革特別区域の名称　いばらき幼児教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、水海道市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市及び潮来市並びに茨城県東茨城郡茨城町、桂村、西茨城郡友部町、岩間町及び岩瀬町、行方郡北浦町、稲敷郡美浦村及び阿見町、新治郡八郷町、真壁郡真

壁町、結城郡八千代町、猿島郡総和町、五霞町、三和町及び境町並びに北相馬郡利根町の全域並びに水戸市、日立市、筑西市、板東市及び常陸大宮市、穂敷市、かすみがうら市及び城里町の区域の一部（旧東茨城郡内原町、旧日立市、旧下館市、旧岩井市、旧那珂郡大宮町、旧稲敷郡新利根町、旧新治郡霞ヶ浦町及び旧東茨城郡桂村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

○内閣府告示第百八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第百十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年七月八日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　細田　博之

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年七月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県

三　構造改革特別区域の名称　健康福祉千葉特区

四　構造改革特別区域の範囲　銚子市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市及び白井市並びに千葉県印旛郡栄町、香取郡栗源町及び東庄町、長生郡睦沢町、長生村及び白子町、夷隅郡御宿町及び大原町、安房郡鋸南町

及び千倉町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

○内閣府告示第百八十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十月十二日内閣府告示第二百六十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年七月八日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　細田　博之

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年七月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大阪府

三　構造改革特別区域の名称　バイオメディカル・クラスター創成特区

四　構造改革特別区域の範囲　茨木市、吹田市及び豊中市の区域の一部（彩都ライフサイエンスパーク、国立大学法人大阪大学、国立循環器病センター及び千里ライフサイエンスセンター）（詳細は内閣府におい

て閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）及び特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業（五〇五）

○内閣府告示第百九十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第八十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年七月八日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　細田　博之

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年七月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大阪府、堺市、岸和田市、高槻市、枚方市、茨木市、富田林市、和泉市及び大阪狭山市並びに大阪府三島郡島本町及び豊能郡豊能町

三　構造改革特別区域の名称　大阪をたがやそう特区

四　構造改革特別区域の範囲　堺市、岸和田市、高槻市、枚方市、茨木市、富田林市、和泉市及び大阪狭山市並びに大阪府三島郡島本町及び豊能郡豊能町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）